

議案第81号

国営土地改良事業の施行に伴う市町村負担金についての議決の一部変更について

次のとおり国営土地改良事業の施行に伴う市町村負担金についての議決（平成5年3月23日議決）の一部を変更し、平成19年4月1日以降の市町村負担金から適用することについて、土地改良法（昭和24年法律第195号）第90条第10項の規定により、本議会の議決を求める。

平成19年2月13日

鳥取県知事 片山善博

次の表の変更前の欄の表中太線で囲まれた部分を変更後の欄の表中太線で囲まれた部分に変更する。

変 更 後			変 更 前		
国営土地改良事業の施行に伴う市町村負担金			国営土地改良事業の施行に伴う市町村負担金		
事業名	市町村	市町村負担金の額	事業名	市町村	市町村負担金の額
国営東伯土			国営東伯土		

地改良事業		地改良事業		
(1) 西高尾ダム及び矢下頭首工に係るもの	北栄町	昭和62年10月1日から平成5年3月31日までの間の事業費のうち国以外の者が負担すべき経費に係る利息（同日以前に発生しているものに限る。）について、支払期間（据置期間を含む。）を17年、据置期間を2年、利率を知事の定める率とする元利均等年賦支払の方法（据置期間中の各年度に係る利息については、当該年度支払の方法）によって元利償還するものとした場合における各年の償還額の合算額の2分の1に相当する額（以下この項において「負担基準額」という。）の1,000分の311に相当する額（平成17年9月30日までに、大栄町が負担した額を除く。）	北栄町	昭和62年10月1日から平成5年3月31日までの間の事業費のうち国以外の者が負担すべき経費に係る利息（同日以前に発生しているものに限る。）について、支払期間（据置期間を含む。）を17年、据置期間を2年、利率を知事の定める率とする元利均等年賦支払の方法（据置期間中の各年度に係る利息については、当該年度支払の方法）によって元利償還するものとした場合における各年の償還額の合算額の2分の1に相当する額（以下この項において「負担基準額」という。）の1,000分の311に相当する額（平成17年9月30日までに、大栄町が負担した額を除く。）
	琴浦町	負担基準額の1,000分の689に相当する額（平成15年度までに、東伯町及び赤碕町が負担した額を除く。）		琴浦町
(2) (1) に係るものを除く。	北栄町	事業費の額（以下この項において「負担基準額」という。）の1,000分の2.62に相当する額の範囲内で知事が別に定める額 なお、負担金の支払方法は、支払期間（据置期間を含む。以下同じ。）を17年、据置期間を2年とし、支払期間の始期を土地改良法施行令（昭和24年		

政令第295号) 第52条の2第7項第6号に規定する第一種工事等が完了した年度の翌年度とし、利率を年5パーセントとする元利均等年賦支払の方法(据置期間中の各年度に係る利息については、当該年度支払の方法)(北栄町の申出があるときは、その全部又は一部につき一時支払の方法)によるものとする。

琴浦町

負担基準額の1,000分の5.40に相当する額の範囲内で知事が別に定める額
なお、負担金の支払方法は、北栄町と同様とする。